

4. 事務所変更登記完了届

寺院の位置は変わらなくても、住居表示の実施や区画整理、市町村合併等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更される場合があります。この場合は、宗派への寺則変更承認申請及び所轄庁（都道府県知事）への規則変更認証申請は必要ありませんが、法務局（登記所）において変更登記をし、事務所の所在地が変更になった旨を宗派及び所轄庁に届け出なければなりません。

[寺院規程42、宗教法人法9・55]

[註] 他の都道府県内に境内建物を備える寺院は、所轄庁が文部科学大臣となります。
[宗教法人法5②一]

「事務所変更登記完了届」提出にあたっては、以下の流れで手続きを行います。

1. 届出者

当該寺院の住職又は住職代務。

2. 添付書類

変更登記後の登記事項証明書<法人>

3. 手続きの流れ

(1) 住居表示の実施により、事務所の所在地が変更になった場合

住居表示を実施した旨の市町村長の証明書の交付を受け、これを付して法務局に事務所の変更登記の申請をします。変更登記完了後は、登記事項証明書<法人>の交付を受け、寺院備付の寺則第3条を訂正し、変更後の登記事項証明書<法人>を付して、宗派及び所轄庁宛に届け出をします。

(2) 区画整理、市町村合併等に伴い事務所の所在地の行政区画等の名称に変更があった場合

登記官の職権において事務所の変更登記がなされます。登記事項証明書<法人>の交付を受けた後は、住居表示の実施の場合と同様に、寺院備付の寺則第3条を訂正し、変更後の登記事項証明書<法人>を付して、宗派及び所轄庁宛に届け出をします。

以上をまとめると、次のようになります。

事由	住居表示の実施により、事務所の所在地が変更になった場合	区画整理、市町村合併等に伴い事務所の所在地の行政区画等の名称に変更があった場合
変更登記	住居表示を実施した旨の市町村長からの証明書を付して申請する。	登記官の職権において変更登記がなされる。
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ①住居表示の実施をした旨の市町村長の証明書の交付を受ける。 ②証明書を付して法務局に変更の登記申請をする。 ③法務局で変更された登記事項証明書<法人>の交付を受ける。 ④寺院備付の寺則第3条を訂正する。 ⑤宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書<法人>を付して届け出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①法務局で変更された登記事項証明書<法人>の交付を受ける。 ②寺院備付の寺則第3条を訂正する。 ③宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書<法人>を付して届け出る。